

岩手県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社アクティブ・ケア	北海道札幌市東区北三十九条東二丁目3番15号	訪問看護ステーションみのり岩手	北上市小鳥崎1地割2番地1	北上市村崎野15地割278番地	平成28年7月6日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社アクティブ・ケア	北海道札幌市東区北三十九条東二丁目3番15号	訪問看護ステーションみのり岩手	北上市小鳥崎1地割2番地1	北上市村崎野15地割278番地	平成28年7月6日